



# 金 沢 市 公 報

号外第19号の2

平成24年(2012年)6月25日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
規 則	
金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則	1
(歴史建造物整備課)	

## 規 則

金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則をここに公布する。  
平成24年6月25日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第51号

金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例（平成24年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(避難上有効な屋外への出口の設置に関する要件)

第3条 条例第3条の表に規定する規則で定める避難上有効な屋外への出口の設置に関する要件は、次のとおりとする。

- (1) 避難上有効な箇所 に 2 以上設けること。
- (2) 避難通路に面すること。
- (3) 戸は内開きとしないこと。

(伝統的建造物以外の建築物等の壁面の位置)

第4条 条例第3条の表に規定する規則で定める壁面の位置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める位置とする。

- (1) 当該伝統的建造物以外の建築物等を含む街区の辺に伝統的建造物がある場合 当該伝統的建造物以外の建築物等の前面道路の中心線から1メートル後退した位置（当該位置が当該伝統的建造物以外の建築物等を含む街区の辺にある伝統的建造物の壁面の位置（当該伝統的建造物の壁面の前面道路の中心線に対して最短の位置にあるものに限る。以下同じ。）から道路の側を超える場合にあつては、当該伝統的建造物の壁面の位置）
- (2) 当該伝統的建造物以外の建築物等を含む街区の辺に伝統的建造物がない場合 当該伝統的建造物以外の建築物等の前面道路の中心線から1メートル後退した位置（当該前面道路の境界線（当該前面道路が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定に係る道路である場合にあつては、道の境界線をいう。以下同じ。）が当該伝統的建造物以外の建築物等の前面道路の中心線から1メートルを超えて後退した位置にある場合にあつては、当該前面道路の境界線の位置）

(伝統的建造物以外の建築物等の建築面積の敷地面積に対する割合の制限を緩和する敷地)

第5条 条例第3条の表修景基準に適合する伝統的建造物以外の建築物等の項第2号及び許可基準に適合する伝統的建造物以外の建築物等の項第2号に規定する規則で定める敷地は、市道準幹線510号野町・泉野線、市道野町1丁目線1号又は市道寺町5丁目線6号に接する敷地で第1種中高層住居専用地域内にあるものとする。

(伝統的建造物以外の建築物等の各部分の高さの制限を緩和する敷地)

第6条 条例第3条の表修景基準に適合する伝統的建造物以外の建築物等の項第3号及び許可基準に適合する伝統的建造物以外の建築物等の項第3号に規定する規則で定める敷地は、金沢市野町1丁目232番、233番、242番、243番、244番、245番及び246番並びに金沢市寺町5丁目563番とする。

(伝統的建造物以外の建築物等の最高の高さ)

第7条 条例第3条の表に規定する規則で定める高さは、12メートルとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成24年(2012年)6月25日 印刷

発行人

金 沢 市

平成24年(2012年)6月25日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

(株) 共 栄